

平成 22 年度 財団法人 日本体育協会 公認上級教師養成講習会開催要項

1. 目 的

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として、質の高い実技指導を行うとともに、会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供し、各種事業に関する計画の立案、指導方針の決定など、組織内指導者の中心的な役割を担う者の養成を目的に実施する。

2. 主 催 財団法人 日本体育協会
実施 中央 競技 団体

3. 後 援 都 道 府 県 体育 協会

4. 実施競技 水泳、スキー、テニス、職業スキー

5. カリキュラム

(1) 共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ………192.5時間（集合講習及び自宅学習）

共通科目Ⅰ

科目名	時間数
1) 文化としてのスポーツ	3.75 時間
2) 指導者の役割Ⅰ	5 時間
3) トレーニング論Ⅰ	3.75 時間
4) スポーツ指導者に必要な医学的知識	7.5 時間
5) スポーツと栄養	2.5 時間
6) 指導計画と安全管理	3.75 時間
7) ジュニア期とスポーツ	5 時間
8) 地域におけるスポーツ振興	3.75 時間

共通科目Ⅱ

科目名	時間数
1) 社会の中のスポーツ	5 時間
2) スポーツと法	5 時間
3) スポーツの心理Ⅰ	7.5 時間
4) スポーツ組織の運営と事業	10 時間
5) 対象に合わせたスポーツ指導	7.5 時間

共通科目Ⅲ

科目名	時間数
1) 指導者の役Ⅱ	7.5 時間
2) アスリートの栄養・食事	5 時間
3) スポーツの心理Ⅱ	10 時間
4) 身体のしくみと動き	10 時間
5) トレーニング論Ⅱ	20 時間
6) 競技者育成のための指導法	10 時間
7) スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅱ	20 時間

共通科目Ⅳ

科目名	時間数
トップアスリートを取り巻く諸問題	20 時間
指導能力を高めるためのスキルアッププログラム	20 時間

(注) (財) 日本体育協会が主催し、各競技団体合同で実施する。

(2) 専門科目……60 時間（集合講習及び通信講座等）

（注）各競技別に当該中央競技団体が主催して実施することとし、詳細については（財）日本体育協会と当該中央競技団体が協議して別に定める“専門科目講習会実施要領”による。

6. 実施方法

(1) 共通科目

・ 自宅学習

共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ：集合講習受講前の2～4ヶ月程度

・ 集合講習

共通科目Ⅱ・Ⅲ：平成22年7月から11月にかけて、全10会場にて実施する
（1会場5日間）

共通科目Ⅳ：平成22年9月から11月にかけて、全3会場にて実施する
（1会場3日間）

(2) 専門科目

当該中央競技団体が（財）日本体育協会と協議の上、計画する。

7. 受講者

(1) 受講条件

受講を開始する年の4月1日現在、満22歳以上の者で、当該競技団体の定める事項に該当するもののうち、以下のいずれかの条件を満たす者。

①施設の管理運営や組織内指導者・スタッフの育成、指導など商業スポーツ施設等のマネジメントに携わる者、競技別の専門的指導者として各年代のトップレベルの実技指導を行う者。

②商業スポーツ施設等において、各種事業に関する計画の立案と運営、指導方針の決定など、組織内指導者の中心的役割を担う者、またはこれから携わる者。

(2) 受講者数

受講者は各競技団体で20名までとし、単年度での養成は全競技で250名までとする。

8. 受講申込み

(1) 受講申し込み手続きは全て当該中央競技団体を通じておこなう。

(2) 受講希望者は当該中央競技団体を通じて「受講の手引き」を入手すること。

(3) 受講希望者は、「受講の手引き」内の「受講希望者個人調書」に必要事項を記入し、当該中央競技団体が定める期日までに提出する。なお、免除申請者は所定の必要書類を添付すること。

(4) 当該中央競技団体は、「受講希望者個人調書」及び免除申請に必要な書類を取りまとめ、本会指定の入力様式に受講者情報を入力の上、併せて提出する。

9. 受講料

(1) 共通科目：113,400円（ただし共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ免除者は56,700円）

(2) 専門科目：競技団体によって異なる

(3) 受講決定者は、上記受講料（または免除審査料）を当該中央競技団体指定の方法により定められた期日までに納入する。

(4) 当該中央競技団体は、受講料（または免除審査料）を取りまとめ、（財）日本体育協会に納入する。

（注）免除審査料等については、別に定める。

（注）集合講習会に伴う、交通費及び宿泊費等については全額自己負担とする。

10. 受講者の決定

中央競技団体から提出された受講希望者個人調書などの関係書類に基づき、指導者育成専門委員会教育研修部会にて審査し、受講料の納入が確認された者を受講者として決定する。

（注）受講条件に満たない者については受講を認めないこともある。

(1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め4年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。また共通科目については同一年度全講義を受講すること。なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

(2) 受講取り消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、指導者育成専門委員会、教育研修部会で審査し受講が取り消される。

1.1. 講習・試験の免除

既存資格及び本会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。

1.2. 検定・審査

講習に基づく検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目における検定は、筆記試験及び課題の提出による総合判定とし、(財)日本体育協会において審査する。

(2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験等を加えた総合判定とし、各中央競技団体の専門科目検定委員会(部会)において審査する。

(3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認上級教師養成講習会修了者」と認める。

※ 免除措置適用者における検定については、別に定める。

1.3. 認定及び登録

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、指導者登録(登録申請書の提出および登録料の納入)を完了したものに、(財)日本体育協会公認上級教師「認定証」及び「登録証」を交付する。この際「登録証」は本会スポーツ指導者登録規程に基づき原則クレジットカード機能付となる。

(2) 資格の有効期限は、4年間とし4年毎に更新する。ただし、認定される資格以外に本会公認スポーツ指導者資格を有している場合は、その登録有効期限までとする(スポーツリーダーは除く)。本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6ヶ月前までに、財団法人日本体育協会が定める研修を受けなければならない。

(3) 過去に何らかの本会公認スポーツ指導者資格を取得し、現在その資格が有効期限切れになっている場合、本養成講習会を修了しても登録管理システム上で有効期限切れ者としてデータが保存されているため、登録申請書を送付できないことがあるため、その場合は申し出ること。

(4) 登録料

・初年度の初回基本登録料 13,000円(4年間)

・4年後の更新時の登録料 10,000円(4年間)

(注) これら基本登録料の他に、競技団体登録料が別途定められている競技があります。

1.4. その他

(1) 本講習会受講に際し取得した個人情報、(財)日本体育協会及び当該中央競技団体が養成講習会関係資料の送付及び教師養成関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

(2) 本講習会の受講有効期限内に他の本会公認資格の受講はできないため、注意すること。また、他の本会公認資格を受講中の場合も受講申し込みはできない。

1.5. 問合せ先

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1

(財)日本体育協会 スポーツ指導者育成部 指導者育成課 公認上級教師係

TEL03-3481-2226 FAX03-3481-2284 E-mail:coach@japan-sports.or.jp

【問合せ時間】月～金(祝祭日および年末年始除く) 9:30～17:30(12:00～13:00を除く)